

令和5年5月31日
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター

民間競争入札実施事業
「国立国際医療研究センター医事業務委託」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>医事とは、医療における請求事務に関する業務を指し、病院に来院した人が最初に対応するのが医事課の職員である。医事課での業務は受付や電話対応、診療費（入院・外来）の計算、診療報酬明細書（レセプト）の社会保険や国民健康保険等への請求などがある。当センターでは、センター病院及び国府台病院における医事業務を外部へ委託している。</p> <p>※新規事業者の参入を容易にするため、従来とは異なり、センター病院における医事業務及び国府台病院における医事業務に分けて入札、契約を実施した。このため、それぞれについて検討したうえで、総合的に評価を行う。</p>
事業実施期間	<p>令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間 （※評価対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）</p>
受託事業者	<p>センター病院 株式会社ニチイ学館 国府台病院 株式会社ソラスト</p>
契約金額（税抜）	<p>989,760,000円（単年度あたり：494,880,000円） センター病院 661,680,000円 （単年度あたり：330,840,000円） 国府台病院 328,080,000円 （単年度あたり：164,040,000円）</p>
入札の状況	<p>センター病院 2者応札（説明会参加＝3者／予定価内1者） 国府台病院 2者応札（説明会参加＝3者／予定価内1者）</p>
事業の目的	<p>本事業は、病院経営のために効率的な収入を確保すること及び医事業務の円滑な運営をすること並びに患者サービスの向上を図ることを目的とする。</p>
受託事業者決定の経緯	<p>センター病院、国府台病院いずれも入札参加者は2者であり、提出された技術等提案書を審査した結果、いずれも要求要件を満たしていた。令和3年12月2日に開札を行ったところ、いずれも</p>

	1 者のみが予定価格の制限の範囲内であったため、センター病院は株式会社ニチイ学館が、国府台病院は株式会社ソラストがそのまま落札者となり、同年12月20日に各社と契約を締結した。
特記事項 (改善指示、法令違反行為等の有無)	特になし

II 評価

1. 事業の質に関する評価

(1) 本業務の実施に当たり達成すべき質

実施要項に定めた評価項目に従い採点を行ったところ、センター病院では80点、国府台病院では90点となり、いずれも目標点(70点)に達している。そのため、両病院において業務の質は確保されているといえる。

確保されるべき業務の質	評価
受託者の作成する業務日誌は、センターの監督者へ遅滞なく提出されること。業務日誌に記載する内容は定型的なものではなく、日々の課題・要改善事項等を含み、業務改善についてセンターと協議する材料として有用なものであること。(配分点20点)	センター病院：10点 業務日誌には、業務内容に関する問題点・疑問点、また、業務内容に関する意見・提案を記載する欄が設けられており、センター職員が受託者の状況を把握しやすい内容になっている。 ただし、改善提案についてはより積極的に記載することが望ましい。
	国府台病院：20点 業務日誌には患者とのトラブルや業務上のミス等が具体的に記されており、改善を図るための提案も盛り込まれている。 なお、大幅な業務改善として、外来患者の会計待ち時間の短縮に至った事例が挙げられる。 また、病院側の要望に対して前向きな検討を行うケースが多く、病院に貢献したいという気持ちが見られる。
診療報酬請求事務の適正化を図るため、年1回以上は請求事務の点検(診療報酬明細書精度検査)を実施し、請求漏れ審査減対策等を講じ、具体的な対策案を報告すること。(配分点20点)	センター病院：10点 担当医師・医事管理課と毎月定期的に開催される診療委員会にて査定(特に5,000点以上の高額査定)に対して協議の場を設けている。 診療委員会前に議長(医師)へ全体の査定状況報告並びに今後の対策について相談

	<p>又は提案を行っている。査定増加傾向にある項目については議長（医師）と協議し議長（医師）より全体周知を依頼している。</p> <p>また同じ査定が発生しないよう入院・外来間での情報共有を随時行い部署内において査定返戻項目についてまとめた資料を作成し毎月勉強会を実施し各スタッフへ情報を落とし込む対策を講じている。</p>
	<p>国府台病院：20点</p> <p>医事室（事務職・診療情報管理士）・医師をメンバーとした診療報酬委員会を毎月1回開催している。そこで受託事業者が診療報酬請求事務について、査定・返戻等の理由について分析をし、病院側に今後の請求業務の精度向上に役立てている。また、診療報酬請求事務の適正化を図るため、毎月入院と外来の算定担当で算定内容について点検する勉強会を開催しており、診療報酬請求の精度向上に努めている。</p>
<p>診療報酬請求事務の適正化、および収益の確保のために審査減の率を以下とすること。（配分点30点）</p> <p>センター病院：0.35%以内（予定）</p> <p>国府台病院：0.3%以内（予定）</p>	<p>センター病院：30点</p> <p>左記の率が0.35%であった。</p>
	<p>国府台病院：30点</p> <p>左記の率が0.27%であった。</p>
<p>診療報酬請求事務の適正化、および収益の確保のために審査減に過誤減等を含めた率を以下とすること。（配分点30点）</p> <p>センター病院：0.4%以内（予定）</p> <p>国府台病院：0.35%以内（予定）</p>	<p>センター病院：30点</p> <p>左記の率が0.40%であった。</p>
	<p>国府台病院：20点</p> <p>左記の率が0.37%であった。</p>

(2) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

受託事業者からは、企画提案時及び業務を履行する中で、以下のような業務の質の向上のための改善提案を受け、実施されている。

① 診療報酬委員会への受託事業者の参加（国府台病院）

【評価】診療報酬委員会に参加することで職員と連携強化につながり業務実施の改善提案が行われた。結果として、受託事業者オリジナルのレセプト点検システムを導入することで医師の業務負担の軽減に繋がり、かつ、レセプト点検の精度の向上など改善が図られた。

② 入院算定に係る未収金対策（センター病院）

【評価】患者が会計窓口立ち寄りせず退院する事案が発生し、未収金に繋がっている現状があった。病棟看護師との連携を図り、病棟から退院患者に案内文書を配布することで退院日未払い患者の減少に寄与している。

③ 教育体制（センター病院）

【評価】職位や技能、部門によって必要な研修や強化すべき研修内容に違いが生じるため、それぞれの部門に必要な技能を伸ばすことに特化した教育研修を付加している。また新人スタッフについては年間研修スケジュールを策定し、テーマを決めて年間を通じた継続的な研修を行っている。

④ 教育体制（国府台病院）

【評価】社内eラーニングシステムを導入し、コンプライアンス・感染予防などを受講必須要件とし社員教育に活かしている。また業務運営において発生した課題やミスについて「カイゼン提案書」の報告を全社員に義務付け、クレームの未然防止に努めている。

⑤ ICTの活用（センター病院）

【評価】ICT活用推進チームを立ち上げ業務効率化に取り組んでおり、2022年度契約締結時に、外来算定及びレセプト業務に関わる150時間/月（1名相当）のコスト削減につながった。

⑥ ICTの活用（国府台病院）

【評価】社内システムである医事チェックツールを活用し、個人の能力による請求精度のバラつきを抑え、審査減の率の向上を達成した。（令和3年度0.33% →令和4年度0.27%）

2. 実施経費についての評価

実施経費については、従来経費と比較して下記のとおり、約0.6%（年平均約300万円）の増額が認められる。

しかしながら、両病院ともに経費の全てを人件費が占めており、賃金の上昇分を控除すると、実質的に約2.1%（年平均約1019万円）の削減を達成しており、一定の削減効果があったものと評価できる。

	契約金額（年平均）	きまって支給する現金給与額（※）	賃金上昇分 控除後金額
比較対象契約 （令和元年10月 ～令和4年3月）	492,000,000円	東京都：316,600円 千葉県：255,100円 （令和2年）	(492,000,000円)
評価対象契約 （令和4年4月 ～令和6年3月）	494,880,000円 【内訳】 ① センター病院：330,840,000円 ② 国府台病院：164,040,000円	東京都：321,800円 千葉県：267,700円 （令和4年）	481,812,950円 【内訳】 ① 325,493,922円 ② 156,319,029円
増減額	2,880,000円 増額	—	実質 10,187,050 減額
増減率	約0.6%増	東京都：約1.6%増 千葉県：約4.9%増	実質 約2.1%減

(※) 厚生労働省の賃金構造基本統計調査「都道府県、職種（特掲）、性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計）（役職者を除く）」より、医事業務従事者が該当する職種区分「その他の一般事務従事者」の「きまって支給する現金給与額」参照。なお、当該区分は令和2年調査より導入されたことから、比較対象契約については、令和2年調査のものを採用した。

3. 外部有識者からの評価

本事業の調達に当たっては、外部有識者等により構成される「契約審査委員会」において、契約方法の妥当性等の審査を受けており、令和4、5年度の審査結果は「適当」とされている。

4. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

本事業における全体の実施状況及び評価は以下のとおりであり、公共サービスの質の確保及び経費の削減効果があったものと評価できる。

- ① 事業実施期間中に、受託事業者が業務改善指示等を受けることや、業務に係る法令違反行為等はなかった。
- ② センターにおいて、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（契約監視委員会）を設置している。
- ③ 入札において両病院ともに2者から応札があり、競争性の確保は十分であったと評価できる。
- ④ 確保されるべき公共サービスの質については、両病院ともに、実施要項において定めた目標を達成しており、サービスの質を確保していると評価できる。
- ⑤ 経費削減については、名目上は約0.6%の経費の増加が認められたものの、賃金の上昇分を加味すれば実質的には約2.1%の削減効果が認められるところであり、民間競争入札実施による経費削減効果はあったと評価できる。

(2) 今後の方針

上記結果から総合的に判断して良好な結果が得られていることから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ.1.（1）に基づき、市場化テストを終了し、当センターの責任において実施することとしたい。

なお、終了プロセス後も、公共サービスの質、実施期間、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえたうえで、引き続きサービスの質の向上維持及びコストの削減を図っていくこととしたい。